

多重債務に困っていませんか

複数の金融業者から自分の支払い能力以上のお金を借り、返済困難になることを「多重債務」といいます。国内に200万人もの多重債務者が存在すると言われ、大きな社会問題になっています。借金返済のための借金を繰り返しては借金が増えるばかりです。借金問題は必ず解決できますので、早めに専門家に相談し、解決方法を検討しましょう。



多重債務に陥らないためには

- ・ 本当に必要な借金ですか？もう一度よく考えましょう
- ・ 返済計画はしっかり立てていますか？
- ・ 金利、手数料、支払い総額などを必ず確認しましょう
- ・ 限度額までといて安易にキャッシングしないようにしましょう
- ・ 友だちに頼まれても安易に借金の保証人にならないようにしましょう

多重債務者無料相談会



借金問題について弁護士・司法書士に無料で相談できます

と き 12月7日(土)
午前10:00～午後1:00
平成26年3月1日(土)
午前10:00～午後1:00

ところ 滋賀県消費生活センター
(彦根市)

定員 各日6名

*完全予約制になりますので、相談を希望される方はあらかじめ相談日の予約をお願いします

◆予約・問い合わせ先

滋賀県 県民活動生活課 消費生活担当
☎077-528-3412

主催：滋賀県弁護士会、滋賀県司法書士会、滋賀県

電話相談



滋賀県消費生活センター

☎0749-23-0999

平日・土曜日・日曜日

(祝日、年末年始は休み)

午前9:15～午後4:00

消費者ホットライン

☎0570-064-370

最寄りの市町の消費生活相談窓口または滋賀県消費生活センターにつながります

野焼きはやめましょう

ごみの野外焼却(野焼き)は法律で禁止されています。ドラム缶やブロック積、穴を掘っての焼却も野焼きと同じです。物を焼くと必ず煙が出ます。特にビニールやプラスチック系の物を焼くと有害物質が煙となり、空気を汚す原因となります。家庭などで出たごみは焼かずに分別し、指定された日に、ごみ収集場所へ出してください。一人ひとりの心づかいで自然環境を大切にしましょう。

野焼きの例外

風俗習慣上、または宗教上の行事を行うために必要な焼却

どんと焼き、塔婆とつばの供養焼却など

農業、林業を営む上で通常行われる焼却

あぜ焼き、稲わら・麦わらの焼却など

日常生活を営む上で通常行われる焼却で軽微なもの

たき火、キャンプファイヤーなど

◆問い合わせ先

住民課 生活環境交通担当
☎05778